

平成23年11月1日
水産庁境港漁業調整事務所

日本海の暫定水域周辺での韓国漁船の重点取締について

水産庁は、日本海の暫定水域に隣接した我が国排他的経済水域における韓国漁船の違法操業を撲滅するため、韓国漁船の操業が活発化する11月から翌年5月までの間、同海域を重点取締海域とし、漁業取締船及び取締航空機を重点的に配備するとともに、海上保安庁とも連携をとりながら取締体制を強化します。

お問い合わせ先

水産庁境港漁業調整事務所漁業監督課

担当者：松 田

直通 0859-44-3682

※カラー写真の提供可能

(概要)

1 近年、日本海の暫定水域を隠れ蓑として、我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）に密漁漁具を敷設する韓国漁船（刺し網、カニ簗、バイ簗等）については、漁具に浮標を付けず漁業取締船の摘発を逃れたり、レーダーマストを高く改造し、漁業取締船等の接近をいち早く発見し逃走するなど違反の態様が巧妙化している。

2 特に、ズワイガニ狙いの操業が活発化する１１月から翌年５月にかけては、刺し網及びカニ簗により多量のズワイガニが密漁されるだけでなく、我が国沖合底びき網漁船の網に、韓国漁船の密漁漁具が絡むなどの被害も毎年多発している。当該期間を、重点取締期間と位置づけ、漁業取締船及び航空機を重点取締海域、特に漁具押収の多発海域へ配備するとともに、海上保安庁とも連携をとりながら取締りを強化する（別添１を参照）。

○目的

- ・密漁漁具の設置を防止する。
- ・密漁漁具の発見に努め、発見した場合にはこれを押収、漁獲物は海中還元。
- ・密漁漁船を拿捕する。

○取締体制

境港漁業調整事務所所属の漁業取締船５隻に加え、水産庁本庁及び他の漁業調整事務所から漁業取締船を山陰海域に派遣。

取締航空機による取締りを集中実施。

(参考)

境港漁業調整事務所による山陰沖における漁具押収件数

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
件数	3	7	13	26	34	35	26	26	18	22	21	13*

* 2011年は10月20日現在